

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社に雇用され、会社C工場（以下「事業場」という。）に派遣されて、主としてベルトコンベアから流れてくるご飯の上に具を注入する作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年頃から両手、特に右手親指の付け根部分がしびれるなどの違和感を覚えていたところ、平成〇年〇月になり我慢できなくなるほどの痛みが生じたという。請求人は、同月〇日、D整形外科・内科クリニックに受診し「右上腕骨外上顆炎、右手腱鞘炎」と診断され、更に同月〇日、E整形外科に受診し「右外傷性母指腱鞘炎」と診断された。

請求人は、上記傷病は業務上の事由により発症したものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人が罹患した傷病について、請求人が従事してきた上肢作業が原因で発症した旨主張している。

(2) ところで、上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性については旧労働省(現厚生労働省)労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき本件について検討する。

(3) 請求人の傷病の発症時期について

請求人は、請求人に発症した傷病に係る症状の発現時期について、平成○年○月○日付け陳述書で、要旨、平成○年から調理作業に従事していたところ、「平成○年頃から両手、特に右手親指の付け根部分がしびれるなど違和感を自覚し、平成○年○月になり我慢できなくなるほどの痛みを感じた。」と述べている。

この点、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「(平成○年○月○日初診、)両肘外上顆に圧痛有り、エックス線は特記すべき所見なし。内服・外用薬で様子を見ていたが、その後、右母指MP、CM関節付近の痛みが出現した。」と述べている。また、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日初診、右母指の自発痛、圧痛、運動時痛、IP関節の可動域制限を認めた。右母指の痛みの部位はIP関節、IP～MP関

節間、MP～CM関節間の順に痛みが強かった。右手指のエックス線にて右母指IP関節の変形及び関節裂隙狭小化を認めた。平成○年○月○日に撮影した両手指のエックス線にて両母指のIP関節と両2～5指のDIP、PIP関節すべてにおいて変形性関節症変化を認める。両手指すべての可動域制限を認める。」と述べている。

当審査会としては、上記2名の医師は、請求人の傷病の発症時期について明言はしていないものの、請求人が初めて医療機関を受診した日の自訴に基づきその後の検査結果により医学的に診断が確定されていること、また、平成○年頃に請求人の両手に出現した症状がその後明白となる傷病の症状であったと確認することもできないことから、請求人は、請求人が初めて医療機関を受診した平成○年○月○日に発症したとすることが相当であると判断する。

(4) 請求人に発症した傷病について

G医師は、平成○年○月○日付け診断書において、要旨、「病名：右母指腱鞘炎、右ヘバーデン結節。右母指の伸筋腱の痛みが強い。また、右母指IP関節の痛みも強く、エックス線にてヘバーデン結節を呈している。他の第2～5指も可動域制限があり、エックス線では同じくヘバーデン結節を呈している。」と所見している。

当審査会において、本件における発症の経緯及びその後の経過を精査したところ、請求人に発症した傷病は「右母指腱鞘炎」、「両手母指のIP関節及び両手第2指から5指のPIP関節のブシュール結節」及び「DIP関節のヘバーデン結節」（以下「本件疾病」という。）であるとするG医師の意見は妥当であると判断する。なお、ブシュール結節及びヘバーデン結節の発症機序については不明であるが、全身的疾患の部分症であるとも考えられており、F医師も、上記意見書において、要旨、両膝の変形性関節症があると述べていることからすれば、請求人には、全身に基礎疾患として変形性関節症を生じていると判断することが相当である。

(5) 上肢に負担のかかる作業を主とする業務に「相当期間従事」した後に発症したものであることについて

本件における資料を精査したところ、請求人は、平成○年○月頃から、事業場において納豆巻き寿司を作る工程で冷凍されている納豆を素手で絞り出す作業を1日当たり2時間程度、週5日従事していたことが確認できる。したがっ

て、請求人は、上肢に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事していたものと認められる。

(6) 発症前に「過重な業務」に就労したことについて

ア 請求人の納豆巻の出荷量の推移からは、「業務量1か月の平均では通常範囲内であっても、1日の業務量が通常業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの、それが3か月程度続いたもの」という認定基準の要件（以下「要件」という。）には該当しない。また、冷凍納豆の絞り出し作業は、毎日、午後の2時間位の作業で固定しており、「業務量が1日平均では通常範囲内であっても、1日の労働時間の3分の1程度にわたって業務量が通常業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの」、という要件にも該当しない。

イ また、上肢作業に起因する疾病に関する報告書には、納豆は発酵食品であるため、変質や腐敗を防ぐため、冷凍保存が必要であり、作業時には固形物に近い状態で絞り出さなければならない旨記載されているところ、請求人と同種の作業を行っている労働者であるH及びI（以下「H及びI」という。）は、面談記録書において、要旨、「納豆は品質が落ちるため、冷凍庫から出してなるべく早く使用しなければならないので、ある程度固まっており冷たいが、カチカチなことはない。多少固いかなという程度で最初は絞りにくいですが、すぐに柔らかくなる。」と述べている。

当審査会としては、室温20度下において行う作業であることを考慮すれば、H及びIの申立ては妥当なものと推認できるものであり、請求人の作業が「過大な重量付加、力の発揮」の要件を満たすとは認め難い。

ウ さらに、請求人らは、13kgのお米の補充を3分に一度くらいの頻度で、勤務時間中はずっと行っていた旨主張しているところ、当該出来事を客観的に裏付ける資料は確認できない。

(7) 医学的判断について

請求人の本件疾病の発症原因について、F医師は、上記意見書において、要旨、「弁当を作る作業など細かい作業をしているので、疼痛の原因として考えられるが、その後来院なく不明である。」と述べており、G医師は、上記意見書において、要旨、「エックス線での両手指のIP、DIP、PIPの変形性関節症変化はヘバーデン結節、ブシャール結節であり、労災とは関係ない。」と述べて

いる。

変形性関節症は、一般的には退行的変化と考えられているところ、両医師の上記意見によっても、被災者に発症した本件疾病と業務との医学的關係は否定されており、当審査会としても、両医師の意見を踏まえ、請求人に発症した本件疾病が業務に起因するものと認めることはできない。

なお、G医師は、上記意見書において、「右母指伸側の腱の痛みは、仕事で働きすぎによる腱鞘炎と思われる。」とも述べているところ、請求人が従事した作業に過重性が認められないことは上記のとおりであり、そうすると、請求人が過重な業務に従事していたことを前提した同医師の意見は、妥当とは言えないものと判断する。

この点について、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「上肢に負担のかかる作業に従事したことは認められるが、主治医意見書、事業場からの資料等から判断し、過重な業務に従事したことにより発症したものとは認められない。現在の症状について、平成〇年〇月に離職しているにも関わらず、当初の右手指の症状は悪化し曲がらない。」と述べており、当審査会としても、同医師の意見は妥当であると判断する。

(8) 以上のことからすると、請求人の症状は、上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に、相当期間従事した後に発症したと認められるものの、過重な業務に従事したとは認められず、過重な業務への就労と発症までの経過が医学的に妥当なものとも認められない。さらに、業務から離れるなどすれば症状が軽快するとされる3か月を超えて通院、休業しているにもかかわらず、請求人の症状は軽快していないことがうかがえる。

(9) したがって、本件疾病は、認定基準に定める上肢に過度の負担のかかる業務により発症した上肢障害とは言えず、業務に起因して発症したものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。